



2014年暮れ、総選挙に圧勝して発足した第3次安倍晋三内閣は、大胆な金融緩和や成長戦略など「3本の矢」から成る「アベノミクス」が国民に支持されたとして、デフレ不況からの脱却に向けて動き始めた。この「アベノミクス」については、経済再生の期待を高めた反面で、実態経済は消費税の8%への増税もあり、景気回復の遅れをもたらし、14年度は、マイナス成長になった。また、円安が一段と進む一方で、原油価格は大幅に下がったが、日銀はなお2%の物価高を目指すなど日本経済全体にさまざまな変化をもたらしている。今後の行方は分からないが、経済の新しい展開には、新語や流行語を伴っていることが少なくない。

そこで、2年目も引き続き経済の新語・流行語に焦点を当て、そこから見えて来るものにとらえようと試みることにした。過去1年は、用語の解説より、経済の動きにとらわれるところが多かったかもしれないが、今年は、今までより新語・流行語にこだわりながらも、単なる言葉の定義や由来にとどまらない経済エッセイ風のスタイルと、気になる用語説明の二通りの形式を続けていきたい。

【まとめ方】

1. 原則として経済の新語を単語として取り上げるが、多少古くても、意味やそのニュアンスが少し変わったもの、あるいはマスメディアでしばしば使われるものを流行語として扱う。
2. 取り上げた項目は、内容によって右の12に分類して表示する。  
(分類は今回から一部変更)
3. 取り上げ方は、大きな話題になったものをエッセイ風の本文にして、その中で新語・流行語を扱い、後半は「このほか、今号の新語・流行語」として、新語とマスメディアで見て気になる用語を手短にまとめる。
4. このPDFファイルは、無料で、原則として、月に1回(15日前後)を目途に小生の本サイトで公開する

成長戦略  
財政  
エネルギー・環境  
金融・証券  
情報デジタル化  
企業・雇用  
食・農業  
社会保障  
地域・人口  
対外関係・国際  
暮らし(教育を含む)  
経済全般

## No.2015\_9 目次

<b>1. 広がる人口減少の波紋</b> .....	<b>01</b>
【人口減で水道料金上昇】 .....	01
【人手不足と女性活用】 .....	01
【変形労働時間制】 .....	02
【外国人の在留資格】 .....	02
<b>2. 16年度概算要求</b> .....	<b>04</b>
<b>3. 動きの速い IT 分野</b> .....	<b>06</b>
【改正マイナンバー法成立】 .....	06
【改正個人情報保護法成立】 .....	07

---

### このほか、今号の新語・流行語 .....

①「軽減税率」代替案の論議 .....	08	②「臨宅」 .....	9
③「監査法人」 .....	10	④「改正農協法」 .....	11
⑤「違法ガイド」 .....	11	⑥「中国リスク」 .....	12
⑦「コアコア CPI」 .....	13	⑧「ゲノム創薬」 .....	14
⑨「ドローン規制」 .....	15		

## 1. 広がる人口減少の波紋

日本の総人口は現在、約1億2700万人であるが、2048年には、1億人を下回り、60年には8700万人程度になると推計されている。既に少子高齢化が進行し、15歳から65歳未満の働き手(生産年齢人口)は1990年半ばにピークを付け、その後は大体年に1%くらいのペースで減っていると推定されている。人口減少に伴って広がっている様々な波紋を最近の報道から垣間見ることとした。

**【人口減で水道料金上昇】**最近、各地の水道料金の上昇が目立つようになってきた。水道管などの設備が老朽化し、維持改修費がかさむだけでなく、人口減少で料金収入が減り、水道事業<sup>【脚注①】</sup>の収益が悪化しているためである。家庭向けの水道料金はこの20年間で約2割上がり、電気代の上げ幅1割よりも大きい。今年も値上げの動きが各地で出ており、2040年までに全国の約半数の水道事業が3割以上値上げするという試算もある。

また、地域間の料金格差が大きく、月10立方メートル使用の家庭用料金(14年4月)では最高の3510円(群馬県長野原町)と最低の367円(兵庫県赤穂市)との間に10倍近い開きがある。このため、水道事業の収益悪化に歯止めをかける方策として、隣接自治体と水道の統合による経営効率化を考えても、料金格差が大きくて、推進するのが難しいというケースが出て来ているようだ。

ただ英国では、約1600あった水道事業者を70年代に10カ所の流域管理庁に再編し、民営化してサービスの向上が進んだと言われている。日本の場合も地域独占を改め、民間のノウハウや活力を生かす改革が必要になってきているのではないかと。(朝日9.7付)

**【人手不足と女性活用】**人口減で人手不足の現象が出てくるのは当たり前のことではあるが、原因がどこにあるのかも大事な視点である。その一つは、経済のサービス化が一層進んでいるという認識が十分でないことにありそうだ。

職を求める人1人に求人が何人あるかを示す「有効求人倍率」(7月)を見ると、介護の仕事が2.57倍、接客・給仕が3.02倍と、サービス分野で人手不足が目立つ。特に介護の仕事は2025年には38万人足りなくなるという推計があり、「東京圏で介護難民が出るのを防げるか」といったことが議論されている。保育士や看護師の不足も懸念材料である。

また、ものづくりの現場で有効求人倍率が高いのは、機械の整備・修理が1.99倍、建築・土木・測量の技術者となると3.68倍で、技能を持つ人材が大きく不足している。こうした人手不足に対しては、人手になるべく頼らないビジネスモデルへの転換が求められてい

る。ロボットによる省人化も進めたいものである。さらに女性や高齢者の就業促進も大事だ。女性については、**女性活躍推進法**が成立して、従業員 301 人以上の企業に、女性登用の数値目標を含めた行動計画の策定と公表が義務付けられた。欧米より、大きく見劣りする女性管理職の比率にしても、政府は指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに 30% と、大幅に増やす目標を示している。この機会を利用して女性が能力を発揮して働ける環境整備を推進する必要がある。

なお、人手不足の社会でも良いことがある。来春卒業予定の大学生の就職は、久しぶりに売り手市場になっており、採用面接が解禁された 8 月に 7 割の学生が内定を得たと伝えられる。

(日経・読売 9.3 付、宮崎日日 8.28 付、)

**【変形労働時間制】** 日本の労働時間は、労働基準法によって「1 週 40 時間以内、1 日 8 時間以内」と決められており、超過すると、時間外労働となる。しかし、平均して週 40 時間を超えないよう労働時間を調整する「変形労働時間制」の利用も認められている。これを利用する場合は、労使協定や就業規則で具体的な運用方法を定めなければならず、1 年単位でこの制度を設ける場合は、労使協定の内容を労働基準監督署に届け出る必要がある。

流通大手のファーストリテイリングは、10 月から週に 4 日働いて 3 日休む制度を全従業員の 20% に当たる 1 万人の転勤のない「地域正社員」対象に導入すると報道された。1 日 10 時間働き、給与水準は変えないという「変形労働時間制」の採用である。週 4 日のうち、店が賑わう土曜と日曜の出勤を義務付ける。この制度を取り入れることによって、介護や子育てのために正社員を諦める層をつなぎ止める、あるいは、働き方の選択肢を広げることにより、優秀な人材を確保しやすくするといったメリットを視野に入れているようだ。

この制度に限らず、働き方を見直す動きは、広がっており、例えば、夜間の残業を原則禁止して早朝出勤を促す制度の導入(伊藤忠商事・三菱自動車など)、上限日数のない在宅勤務(リクルートホールディングス)などがあり、国際的に低い日本の労働生産性を見直しにつながる可能性が期待されている。(日経 8.20 付)

**【外国人の在留資格】** 15 年上半期に生まれた子どもの数が 50 万 8802 人で、前年同期より約 1 万 2000 人多かったことが厚生労働省の人口動態統計速報で分かった。年間の出生数は、1949 年の約 270 万人が最高で、その後は減少傾向が続いており、去年は戦後最低の 100 万 3532 人だった。今年は下半期も今のペースが続けば、5 年ぶりに出生数が前年を上回ることになる。しかし、この統計だけで出生数の減少が底を打ったとは言えない。国内の人口が増えないとすれば、海外から人材を受け入れるしかないとする動きが目立つ。「外国人の在留資格」を延長しようという動きもその一つである。

「外国人の在留資格」というのは、外国人が日本に入国して滞在する際の身分や地位、活動範囲を分類して示したもので、「留学」「企業内転勤」など 30 種類の資格がある。滞在できる期間も資格ごとに異なり、「外交」「永住者」を除くと、最長 5 年となっている。2012 年に 3 年から 5 年に延長されたが、今度は最長 8 年に再延長する動きが出ているのである。

10 月に発足すると見られている安倍改造内閣の経済政策の一つに取り上げようというのである。提案しているのは、安倍首相が議長を務める経済財政諮問会議の民間議員で、高い技術や経営能力を持つ人材を確保し、人手不足の解消など、アベノミクス第 2 ステージの成長戦略にしたい意向とも伝えられている。

人口減少の対策としては、このほかにも、インドなどアジアの理科系の大学生を IT(情報技術)分野の人材として、日本企業で採用する仕組みを産学官でつくる動きが出ている。とりあえず、経済産業省と文部科学省、東大、電機メーカー大手などで協議会を立ち上げようとしているようだ。

また、掃除事業などのダスキンや、パソナグループは、国家戦略特区の事業として外国人を使った家事代行サービスに乗り出すことを計画している。

日本人はこれまで、定住を希望する外国人を移民として受け入れることには反対する意見が多かったが、急速な人手不足で、何とかして外国人の人材を受け入れたいという産業界や社会福祉の分野からの要請が強まっている。しかし、この外国人の定住や移民の問題は、国民的な議論なしに、前へ進むとあとで大きな社会問題になるおそれもあるように思われる。だからと言って、課題から逃げるのではなく、真剣に取り組んで結論を出すことが大事であろう。(読売 8.27 付、日経 8.27&9.4&9.10 付)

【脚注①】水道事業=原則として、市町村単位で運営されており、給水人口 5001 人以上の「上水道」と 5 千人以下の「簡易水道」に分かれている。前者の事業は 1301、後者は 6105 ある(13 年度末現在)

## 2. 16 年度概算要求

国の 2016 年度予算に対する各省庁からの概算要求が 8 月 31 日、締め切られた。年末にかけて、予算査定が始まっているが、財務省と各省庁との間で激しい攻防になると見られている。

一般会計の要求総額は、過去最大の 102.4 兆円で、101 兆円台であった 15 年度を上回り、2 年連続で 100 兆円を超えた。概算要求額が増えたのは、厚生労働省などの社会保障費や格差是正などの予算要求が 30.6 兆円と実質的に過去最大規模になったこと、国の借金である国債の新規発行が増え、その利払いや元本返済に充てる国債費が 26 兆円を超えて 15 年度予算より 11%増加したこと、防衛費の要求も 2.2%増えて約 5.1 兆円と過去最大となったことなどによるものである。また、政府の成長戦略を後押しする特別枠の 4 兆円は、ほぼ満額の要求となった。政策に使う経費の総額は 76 兆円を超え、15 年度当初予算より 3 兆円以上増えている。

問題は今後の予算査定である。政府はさきに、歳出の伸びを今後 3 年で、1.6 兆円程度に抑えるという目標を立てているが、この目標達成のためには、予算要求額から 5 兆円規模の削減が必要になる。査定に当たって重要とされている点：

- ▼雇用創出を名目にした地方の道路建設など従来の公共事業の要求に厳しい目が必要。
- ▼複数の府省にまたがる情報通信事業や観光立国、女性活躍推進などの分野で、重複する予算要求が出ており、調整が必要。
- ▼さらに政策経費の 4 割を占める社会保障費の膨張にメスを入れなければ先進国で最悪の財政事情は改善できそうにないことなどが重要である。このうち、2 年に一度の改定時期を迎える医療サービスの公定価格とも言える診療報酬については、16 年度がその改定時期に当たることから、「マイナス改定」する選択肢を探るべきだという主張も出ている。

先進諸国の財政健全化の進み具合を見ると、日本は欧米より相当悪い。

毎年の予算の財源をどれだけ借金に頼っているかを示す「**国債依存率**」は 15 年度、米国 15.5%、英国 6.5%、ドイツは新規国債の発行がなくなる見通し。これに対し、日本は 38%を超える見通しである。これらの国では、それぞれ工夫をして歳出の伸びを抑えている。例えば、英国では、省庁別に歳出の上限額を設け、ドイツでは失業者への給付を抑えている。

日本も 6 月末、2020 年度の財政目標の達成に向けた計画を決めた。ただ、社会保障や地方財政改革などの歳出削減については、欧米諸国のようにはっきりした姿勢を示していない。

消費税 10%への増税が実現しても、歳出削減の決意がなければ、欧米との違いがより鮮明になるだけで、日本の財政再建はますます難しくなるのではないか。(朝日 8.29 付、日経・読売 9.1 付)

### 3. 動きの速い IT 分野

マイナンバー法(2013年成立)と、個人情報保護法(03年成立)の二法を改正する法案が国会で審議されていたが、(15-03-P8～9参照)一部修正のうえ、9月3日、衆議院本会議で可決成立した。改正後の新制度を見る。

#### 【改正マイナンバー法成立】

マイナンバーは、国民一人ひとりに割り振られる12桁の番号である。この番号に国や自治体などで管理する個人情報を結び付け、これによって、利用者の様々な行政手続きを簡単にするほか、税の収納を公平にし、社会保障のお金の配分などにも役立てようとする。

今回の国会審議で変わった点は、日本年金機構の個人情報流出問題で不安が高まったことから、16年1月のマイナンバーの利用開始の際は、年金機構にこの制度を使わせないようにしたこと、また、来年1月から希望者に自治体窓口で無料配布される「**個人番号カード**」に、メタボ検診の記録を結び付けること、17年7月以降、予防接種の情報にも結び付けること、18年以降、本人の同意で銀行口座の情報とマイナンバーを結び付けるようにすることなどである。

12桁の番号通知は10月5日時点で、住民票に載っている住所に送られる。個人情報なので、「**通知カード**」は簡易書留で郵送される。入院患者など窓口で受け取れない事情がある人は、9月25日までに市町村に申請すれば居住地にカードを郵送してもらえる。自宅で寝たきりの人は代理人が受け取ることができる。

また、企業は従業員や取引相手などの番号を集めて管理する必要がある。税務署に提出する源泉徴収票や支払調書などに番号を記載しなければならないからである。このため、企業のマイナンバー情報を保護する対策も重要になる。マイナンバー対応策は、大企業では比較的順調であるが、中小企業では対応策が遅れているようだと言われている。ちなみに、企業にも「**法人番号**」が指定され、通知されることになっている。間もなく始まるマイナンバー制度は、心の準備も含めてまだ十分とは言えないように見える。



## 【改正個人情報保護法成立】

こちらは、今回の改正で、法律の中身が大きく変わっている。この法律は本来、個人情報  
を扱う際のルールを決めたものであるが、以下改正の主な点を列挙する：

- ▽企業が持つ個人情報の使い道を本人の同意なく、変えられる範囲を広げる
- ▽「匿名加工情報」つまり誰の個人情報かわからないように加工すれば、本人の同意な  
く外部に提供できる
- ▽独立した第三者機関、「個人情報保護委員会」を16年1月に発足させ、省庁に分かれ  
ていた監督権限を集約する
- ▽病歴などの情報は慎重に扱うようにするなど、日本の情報保護が不十分だとしていた  
EU(欧州連合)を説得できるような規制強化も図った

以上のような改正が行われたが、では、どういう個人情報を守るのか、その範囲が明確に  
なっていない。これから具体的な事例を示しながら、政令等で企業が守るべき範囲を決め  
ると言うが、ルールの具体化は今後の大きな課題であろう。

さらに、誰の情報かわからないような匿名加工情報が本当に作れるのか。政府の国会、答  
弁では「技術的に100%復元できなくするのは難しい」と言うのである。

この改正法が施行されるのは、公布から2年以内とされているが、それまでに具体的なル  
ールづくりを担うのは、事務局50人体制の「個人情報保護委員会」だと言う。企業の監  
督・監視から国際機関との交渉まで多岐にわたる業務が待ち受けている。

(朝日・日経9.4付)

## このほか、今号の新語・流行語

---

- |               |          |           |
|---------------|----------|-----------|
| ①「軽減税率」代替案の論議 | ②「臨宅」    | ③「監査法人」   |
| ④「改正農協法」      | ⑤「違法ガイド」 | ⑥「中国リスク」  |
| ⑦「コアコア CPI」   | ⑧「ゲノム創薬」 | ⑨「ドローン規制」 |

### ①「軽減税率」代替案の論議----- 《 財政 》

消費税は、2017年4月に2%引き上げて10%とすることになっている。これまで政府・与党は、17年度中に、生活必需品には低い税率を適用する「軽減税率」を適用し、消費者の買い控えを防ぐ方針であった。低い税率の適用範囲についても、「酒を除く飲食物品」「生鮮食品」「精米」の3案まで絞って検討していた。(本シリーズ 15-06-P4 参照)

それが15年9月に入って変わってきた。軽減税率の適用は公明党が強く主張し、安倍首相も8%に引き上げた際、消費が長く低迷した経験を踏まえ、軽減税率の対象を広げて増税の影響を最小限に抑えたい意向と伝えられるが、財務省は、税収が減ることを強く懸念している。こうした中で、先の3案では議論は前に進まなかったが、9月に入って財務省は新たな代替案を打ち出したのである。

この案は、買い物をしたときには10%の消費税を支払い、あとで2%分を払い戻す還付制度である。還付の対象は「酒類以外の飲食物品で、外食を含める」もので、財務省は「**日本型軽減税率制度**」と呼んでいる。この案の一つの特徴は、16年1月に始まるマイナンバー制度(本号3. 参照)を活用する点である。希望者に配布される「**個人番号カード**」を買い物の際、店頭の端末にカードをかざし、購入額に応じたポイントを取得し、インターネットなどで税務署に申請すると、たまったポイントと交換で2%分の還付金が指定口座に振り込まれる。パソコンが使えない高齢者などは、郵便局で申請できるようにする。

還付金は、年間で4000円か、それを超える水準で上限額が設けられる。世帯単位で合算できるため家族が多ければ、還付金は大きくなる。また年に数回還付金が受け取れるようにする。

この財務省案は、年末の16年度税制大綱のとりまとめに向けて議論される。長所は、軽減税率の対象品目を法律に基づく食品表示基準の適用を受けた飲食物品と、明快に定めており、あいまいな点は残るとしても、対象範囲の線引きは比較的しやすいこと、欧州で採用されているインボイス(税額表)がいらず、中小企業などの事務負担も軽くなることなどである。

しかし問題点もある。①小売店や飲食店はカード情報を読み取る端末を用意しなければならず、手間とコストがかかる、②消費者は購入時に2%の税を支払うため「痛税感」の緩和が

期待できるのか、また、還付金の金額の上限が設けられることは負担軽減の恩恵に限られる、  
③カードの持ち歩きをしないとポイントが貯まらないが、カードを盗まれたり、紛失した場合など、個人情報流出することはないのかといった懸念が残る。このためこの代替案を政府として採用するかどうかは、まだ明らかではない。また、来年夏の参院選を控えて、政治的な圧力がかかる可能性もある。

(朝日ほか 9.5 付、日経 9.11 付)

## ②「臨宅」 ----- 《 財政 》

一般的には、税務署による実施調査のことを「臨宅調査」とも言っているようであるが、ここでは、例年この時期から本格化する相続税の税務調査、「臨宅」を取り上げる。相続税は納税者もそれほど多くなく、「臨宅」を経験している人は少ないとみられてきた。しかし、あそこで税務当局の調査官が自宅に来て調べる「臨宅」は、どういう場合で、どんなケースが多いのだろうか。

「臨宅」を受けるのは、相続税がかかる人の 4~5 人に 1 人で、対象者の約 8 割に申告漏れなどの間違いが見つかるという。それが過失であれば「過少申告課税」がかかり、意図的な間違いなら「重加算税」が追徴される。さらに申告期限からの日数などを考慮して「延滞税」もかかる。2013 年度の実績では、こうした調査で見つかった申告漏れは、平均 2592 万円、追徴課税は平均 452 万円だった。

税理士が指摘する具体例を基に、「臨宅」で調査官は何を調べるのか。また、どう対応すべきかの重点を見ることにする。

①調査官は、実地調査に先立って、金融機関から情報を集め、亡くなった被相続人や遺族の 5~10 年分の通帳を調べるのが普通。その上で何気ない雑談などを通じて、事前に調べた情報と申告者の答えに矛盾はないかを確認する ②特に「名義預金=実質的には被相続人の財産なのに妻や子どもの名義の口座に預けていたお金」に着目している。

[例]生前、夫からの毎月の生活費の余りを妻が自分の口座で管理していた場合、夫がその金額を知っていて、互いに贈与と受贈の意思表示があれば、問題ない。しかし妻が「へそくり」などと答えると、相続税がかかる可能性があるようだ。また、子や孫名義の預金通帳に被相続人がお金を移していた場合も、子や孫が贈与を受けたと認識しておらず、通帳や印鑑を被相続人が引き続き管理していたなら、「名義預金」とみなされ、相続税の対象と判定されると言う。

なお、「臨宅」が入ることは、事前に税務署から連絡がある。そのとき申告漏れに気づいたら、すぐに修正申告をすれば、追加納税額と「延滞税」を納めるだけでよく、「重加算税」はかからないとか。「臨宅」を避けるには、正直な申告が第一と言える。

(公式サイト：税務調査.com9.8) (日経 9.2 付)

③「監査法人」 ----- 《 企業・雇用 》

公認会計士 5 人以上で組織する法人組織で、会社がどうやって、いくらもうけたかを定期的に決算書にまとめ、株主などに知らせる。いわば、外部の目で決算書をチェックする「決算の番人」とも言える。日本には、216 の「監査法人」があり、大手では、それぞれ 3 千人以上の会計士が働いており、証券取引所に株式を上場している会社や、資本金 5 億円以上の大企業の決算をチェックしている。

公認会計士が 5 人以上となっているのは、①組織的な監査によって適正な監査を実現する②企業経営の多角化に対処して、業種、部門に精通した公認会計士のチームワークで監査を徹底するなどのためである。また、企業と「なれ合い」になるのを防ぐため、担当会計士は定期的に変えるルールになっている。不正が見抜けなかったら金融庁がチェックのやり方を改めるよう命じたり、違反金を取ったりすることもあると言う。

今、「監査法人」が注目されているのは、言うまでもなく、前号でも取り上げた東芝の不適切な会計が「監査法人」にどうして見抜けなかったかが国会でも問題になっているからである。

東芝は、9 月 7 日不適切な会計処理で悪化した財務内容を明らかにしている。それによると、09 年 3 月期から 14 年 4～12 月期までの決算を訂正し、過去の決算の利益減額は、税引き前で 2248 億円(税引き後で 1552 億円)となった。また、4 ヶ月遅れとなった 15 年 3 月期の最終損益は、378 億円の赤字であることも明らかにした。

問題の一つは、東芝の会計監査をする新日本監査法人がなぜ不適切な会計処理を見つけられなかったのか。その責任はどうなるのかである。この点については、7 月の東芝第三者委員会報告書では、「監査の妥当性の評価を目的としない」としてきたため、今後に残された課題となっているが、「決算の番人」に企業の的確な情報が入らないのでは、今後も会計不祥事が起こる可能性があり、監査法人のあり方があらためて問われそうである。(朝日 8.25&9.8 付、日経・読売 9.8 付ほか)

#### ④「改正農協法」 ----- 《食・農業》

農業協同組合制度を抜本的に見直し、地域農協の自立を促す「改正農協法」が8月28日、参議院で可決、成立した。16年4月に施行される。約60年ぶりとなる改正の大きな柱は、JA全中(全国農業協同組合中央会)やJA全農(全国農業協同組合連合会)の権限を縮小し、地域農協や、農家の競争力強化に向けた自主的な経営への転換である。

これまではJA全中が地域農協から賦課金を集め、会計監査や指導、政治運動も担ってきた。改正法では、JA全中のこうした権限はなくなり、19年9月までに、JA全中を現在の特別民間法人から一般社団法人に変える。地域農協の監査は、JA全中から切り離して新たに設立する監査法人か、一般の監査法人を選ぶことになる。つまり、これまでのトップダウン型から農家のための組織に変えることが大きな狙いである。

したがって、地域農協や農家は、農業に自由な発想を取り入れ、競争力強化に結びつける必要がある。このため改正法では、農協の運営に当たる理事は意欲的な専業農家や、経営・販売のプロが占めるよう求めている。

また、改正法は農協が組合員に強制的に資材・肥料などを買わせることを禁止している。これによって、農協が農産物の流通コストや、農家が調達する資材・肥料の価格をできるだけ安くするよう努めることを求めている。

さらに、農産物の販売などを行う全農を株式会社化することも可能にしている。

今回、残された課題の一つは、地域農協が農家以外の「准組合員」を顧客にした金融業務に依存していることであるが、修正が難しいことから、施行後5年間の実態調査を踏まえて検討することになった。(日経ほか各紙8.29付)

#### ⑤「違法ガイド」 ----- 《対外関係・国際》

8月半ば、オーストリアの国内をバスで観光するツアーに参加したが、首都ウィーンとモーツァルト生誕の地で音楽祭でも知られるザルツブルクでは、観光案内の資格を持った人しか案内できないという規制があると言う。オーストリアの歴史・文化などさまざまなことが間違っ

て伝えられないようにという理由から出て来た規制だと聞いた。私ども日本人だけのバスは、日本から同行してくれた添乗員がそれまで、分かりやすい旅行の手続きや観光案内をしてくれていたが、ウィーンとザルツブルクだけは、現地に住む資格を持った日本人がバスに乗り込み、案内役を務めてくれた。現地の文化や歴史にも精通したガイドであったが、それにしても、このような規制がきちんと守られているものだと印象深く感じた。

帰国したら、日本で「違法ガイド」のことが問題になっていることを知った。協同組合全日本通訳案内士連盟常務理事の黒崎豊子氏が「違法ガイド観光立国に障害」(読売「論点」8.26付)に書いている内容を簡単に紹介したい。

海外からの観光客を日本国内で有料の案内をする場合は、通訳ガイド(通訳案内士)の国家資格が必要である。しかし、資格を持たない「違法ガイド」は中国国内から同行してくる場合が多く、「日本の文化を伝える」という意識はほとんどない。それどころか、日本について誤った知識を伝えることすらある。

「違法ガイド」の主な収入源は、観光客の買い物額に応じて支払われる店側からの報酬だ。中には法外な価格の品をだますようにして無理やり買わせたり、まったく効果のない健康食品を押しつけたりする場合もある。

中国人観光客を対象にした「違法ガイド」の横行については7月、太田国土交通相が実態を把握したうえで改善に乗り出す考えを示し「日本の信頼や印象形成にも悪影響を及ぼしかねない」と指摘した。訪日観光客の中核とも言える中国人観光客が「違法ガイド」によって「日本でひどい目に遭った」という悪印象を持つことは、観光立国にとって少なからぬマイナスだ。

黒崎豊子氏は「違法ガイド」の現状を以上のように説明している。

このところ、訪日外国人旅行者は、過去最速のペースで増えており、今年1～7月は前年同期を47%上回る1105万人に達した。

中でも中国からの観光客は、日本の温水洗浄便座のウォッシュレットなどにも関心を示し、日本の製品を「爆買い」していると言われている。

黒崎氏も指摘しているように、こうした買い物目当てだけでなく、本格的な観光で訪日する人は、これから増える可能性がある。それだけに、通訳ガイドを十分活用できるような対策が重要と言えるだろう。

## ⑥「中国リスク」----- 《 対外関係・国際 》

中国が8月中旬突然、通貨・人民元切り下げを発表して世界の株式市場などに大きなショックを与えたことは、前号でも取り上げた。その後も中国経済については、さまざまな見方が交錯し、株価は世界的に乱高下している。例えば、東京株式市場はどちらかと言うと、中国の景気が減速するという見方が多く、株価も下落傾向であったが、9月9日には、中国財務省が前日夜にインフラ(社会資本)投資の加速、中小企業の法人減税などの財政出動を示唆する声明を出したことから、一転して株価が急上昇した。日経平均株価はこの日、1343円と21年ぶりの上げ幅を記録して1万8770円まで戻している。

しかし、この日の声明だけでは、具体的なことは明らかでない。中国の場合は、他の国と違って、どうなっているのかが分かりにくい場合が多く、それがリスクとなっているように見える。どんなリスクがあるか、整理してみよう。

①唐突な政策・対策の変更が多く、疑心暗鬼な空気を生みやすい。また、中国当局の市場との意思疎通が稚拙で、透明性を欠き混乱に拍車をかける傾向がある。

②中国の経済統計への信頼性がやや乏しい。このことは依然から指摘されている点であるが、最近でも、中国事情に詳しい部品メーカー大手社長は、「中国の景気は春ごろから弱そうだと感じていた。7%の成長率は、実際は4%前後かもしれないというのが実感だ」(朝日 8.27 付)と聞くと、この方が正しいのではないかと思ってしまう。中国政府の年率7%成長という目標に縛られて動きが取れなくなっているのではないかという見方もある。

③9月上旬、トルコ・アンカラで開かれた20カ国・地域(G20)財務相・中央銀行総裁会議で、中国の中央銀行である中国人民銀行の周小川総裁は、「バブルが蓄積し、目に見えないリスクがたまった」と説明していたことが公表された。ただ、「中国経済のファンダメンタルズ(基礎的条件)に変化はなく、人民元の相場が長期に下落することはない」とも述べ、中国経済が正常化しつつあることを強調したようだ。また、楼継偉財政相は、「中国経済の現状は想定範囲内だ」としながらも「今後5年間は痛みの時期で、苦難の過程になるだろう」と述べた。

つまり、中国経済は、過剰な設備や過剰な債務を抱え、成長率の低下は避けられないとしても、改革を深化させるということであろう。なお今後の動きを注意深く見ていく必要がある。(朝日 9.6 付、日経 9.7 付ほか)

#### ⑦「コアコア CPI」----- 《 経済全般 》

デフレから脱却するため、異次元の金融緩和で「2%の物価安定」を目指しているアベノミクスで、消費者物価(CPI)がなかなか上昇しないとか、物価は実感としては上がっているのに統計ではそれが表れていないといったことが話題になっている。こうした場合に土台となるのは、総務省が毎月公表している「全国消費者物価指数」、つまり一般家庭の家計支出の中で、重要度が高く、購買頻度も多くて永続性のある商品とサービス、588品目を調査し、加重平均した指数で発表される統計である。

しかし、一つの統計だけでは実態を正確に把握するのが難しいということで、例えば、全国のスーパー約300店の販売価格をPOS(販売時点情報管理)データからオンラインで集め、これを基にして計算した消費者の実感により近い「東大日次物価指数」といったものも登場している。

また、気候等の条件に左右されやすい生鮮食品を除いた物価指数として「コア CPI」が使われている。さらに最近原油価格が大きく下がってCPIに大きく影響したこともあって、生鮮食品だけでなく、エネルギーの価格も除く「コアコア CPI」も注目を集めるようになって

きた。「2%の物価安定」を目標とする日銀みずから、「コアコア CPI」を7月から公表するようになっている。ちなみに、1年前と比較すると、7月のCPIは0.1%の上昇、「コアCPI」は、0.1%の下落、「コアコアCPI」は0.4%の上昇となっている。なお、海外では「コアCPI」で、生鮮食品とエネルギーの価格を除いて計算したものを指す場合があるようだ。

ところで、CPIについては、5年に1度の品目見直しの時期に入っている。7月17日に見直し案が公表され、11月に決定されるが、この案では消費の変化を踏まえて、約30品目の入れ替えや、品目の統合などが提案されており、2015年を基準とする品目数は585品目となる。こうした調査品目の変更は、5年間の生活に変化が生じていることを示す。以下は見直し品目の例：

[廃止]⇒お子様ランチ、親子どんぶり、左官手間代、電気アイロン、ヘルスマーター、体温計、OA用紙、ETC車載器(新車に標準装備されていることが多いためと言う)等

[追加]⇒豆乳、セルフサービスのコーヒー、壁紙工事費、空気清浄機、補聴器、電動アシスト自転車、警備料等

(公式サイト：総務省統計局 9.7、ウィキペディア 9.7) (朝日 7.18 付、日経 8.26 付)

## ⑧「ゲノム創薬」 ----- 《 経済全般 》

病気の原因となるゲノム(ヒトの遺伝情報)を解読し、その結果を活用して新しい医薬品を論理的に研究・開発しようとする新しい創薬の手法。コンピューターを駆使し、大量のデータを解析して論理的に薬を設計する。

従来は、大量の化学物質の中から、しらみつぶ的に効果がありそうな物質をふるいにかける手法であった。これに比べると、病気の仕組みについて、遺伝子やたんぱく質レベルで解明した上で候補を探すため、がんなどの難病の治療効果は大きくなると期待されている。また、こうして開発された抗がん剤の場合は、がん細胞だけを選んで攻撃するため、毛髪が抜けるなどの副作用も小さくなる。

最近の報道によると、武田薬品工業や国立がん研究センター、アステラス製薬、米ファイザーなど、日米欧の医薬品メーカー13社は、ゲノムを活用して薬を開発する「ゲノム創薬」で共同プロジェクトを立ち上げた。国立がん研究センターで、がん患者の遺伝情報を収集し、新薬の臨床実験に活用する。既にかん患者400人のゲノム検査を終えている。

2017年までに4500人のゲノム収集を目指しており、集めたゲノムは遺伝子ごとに分類する。製薬会社が特定の遺伝子を標的にした新薬の治療のききめを試す場合に、その遺伝子を持つ患者を紹介すると言う。



このほかにも、治療の難しい皮膚がんについて、遺伝子の異常から治療薬を作り出した例(中外製薬)や、肺がん治療薬などで、遺伝子を標的にした抗がん剤の開発を進めている例が報告されている。

こうした「ゲノム創薬」の難点は、特定の遺伝子を持つ治療対象の患者数が少ないため、開発費を回収するには、患者一人当たりの薬剤費が高くなることである。患者の負担を軽くすると国の財政に大きな影響が出る可能性もあり、今後の創薬の課題とされている。

(日経 8.27 付ほか)

#### ⑨「ドローン規制」----- 《 経済全般 》

今年 4 月首相官邸の屋上に落下して話題になった小型の無人機「ドローン」(2015.05.p15 参照)の飛行ルールを定めた改正航空法が 9 月 4 日参議院本会議で可決成立した。「ドローン」については、今後、農薬の散布や火山の監視など、幅広い分野で活用され、「空の産業革命」と期待されることもあり、そうした利用の拡大と安全確保の両面から、ルールづくりが進められた。無人の小型機でも数百㌥以下のものは、対象外とする方向で調整することになっている。以下は、この法律による具体的な飛行禁止の飛ばし方である。

◇空港周辺、人口密度の高い地域の上空、祭礼やイベント会場上空などの飛行

◇夜間飛行

◇操縦者の目が届かない範囲での飛行

◇爆発物やガソリンなどの輸送

◇物を投下すること等、

ただし、捜索や救助目的の場合や、個別に許可を得た場合は例外とする。

以上のような政府の規制のほかに、与党議員らが首相官邸や国会上空の飛行を禁じた「ドローン規制法案」も提出している。

政府の規制に対しては、機体メーカーなどからは、厳し過ぎるという意見が出ている。日本はこの分野の技術開発が米国や中国より遅れているだけに、技術開発を促すような規制にすべきだと言うのである。政府はさらに操縦者への免許制も検討していると伝えられ、第 2 弾の規制も出てきそうであるが、安全性を確保しながら、小型の無人機がその特色を生かして発達することを期待したい。(読売夕刊 9.4 付、朝日 9.5 付)

## 【参考資料】

- ・ 貝塚啓明ほか編「金融実務大辞典」金融財政事情研究会 2000.9.19 発行
- ・ 「現代用語の基礎知識 2015」自由国民社 2015.1.1 発行
- ・ 「経済辞典第4版」有斐閣 2005.4.20 発行
- ・ 「経済新語辞典」日本経済新聞社 2007.9.20 発行
- ・ トマ・ピケティ著、山形浩生ほか訳「21世紀の資本」みすず書房 2015.1.8 発行
- ・ 日経、朝日、読売、宮崎日日を中心とする新聞各紙、NHK ニュース・番組、
- ・ 下記公式サイト  
(ウィキペディア、財務省、日銀、トヨタ自動車、日本郵政、自民党)

## (筆者後記)

- ・ 今月から、平常ペースに戻りました。  
経済も、大きな変化が続きそうです。  
しっかりと見つめていきたいと思います。